

かたくい通信

提訴特集号

発行：福井から原発を止める裁判の会(名称を改めました!)

■世話人連絡先：松田(090-2037-9322)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

■弁護士連絡先：笠原一浩弁護士

口座名：福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

記号：00760-6 番号：108539

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

(口座名等はこれまでのままです)

♥ご支援をよろしくお願いします！

♠ホームページ：<http://adieunpp.net/download/Sannkamoushikomi.html>

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります!)



原告 154 人が福井地裁に提訴！

11月30日(金)午後2時に地裁前歩道に集まった原告団、弁護団、裁判の会の支援者約40名が横断幕を掲げて地裁まで行進、福井地方裁判所に提訴して来ました。実は当日、横断幕を忘れてきて、横断幕間に合わなかったら格好がつかないかなあ・・・という一幕もありましたが、無事に間に合いました。いよいよ裁判の始まりです！

報告その1:記者会見

(午後3時から午後4時、福井県教育センターにて)

原告団世話人松田より挨拶

関西電力大飯原子力発電所3、4号機の差止訴訟提訴に当たり、原告の一人として心境、思いを述べたいと思います。

核の脅威や原発の不安はスリーマイルやチェルノブイリの事故などで以前から感じていました。その上にフランスやイギリス、アメリカの公式な機関でも発表されているように、原発が正常に運転されていても原発の周辺では、子供を中心に多く病気が発生しています。ドイツでの調査はとて綿密な調査でした。原発の周りは、5km以内は特に危険だと言うことが報告されています。事故

が起きなくても明白な人権侵害が起きています。それに日本は災害列島で、何時地震や災害が起きるか予測はたてられません。10秒後かもしれないし、1年後かもしれません。その災害もどんな被害がでるか誰も予測はできません。そんな天災によって引き起こされる原発事故での恐怖や不安は、飛行機に乗って飛行機が落ちるかもしれないと言った不安とは次元も質も違います。そして今回の福島での重大事故で、人々は様々な苦しみを受けています。多くの方が被爆され続けています。取り返しのつかない事態になっています。これまでに原発を止められなかったことは原発を反対してきた人達に責任はありません。すべて、原発を推進してきた人達、それを見過ごしてきた人達に全責任があるのです。

私は、東京電力福島第1原子力発電所の事故以

来、原子力発電は直ぐに止まると思っていました、しかし、なかなか止まらず、定期点検で全国原発が停止して、安心していたにもかかわらず、直ぐに、大飯原発が再稼働してしまいました。

このような状況で、裁判の準備は今年の2月後半からでしょうか、笠原先生の呼びかけに応え、最初は4人からの出発でしたが、これまで154名の原告の方が参加されるまでになりました。裁判を支えようと言う人達も150人を超えています。

しかし、もしかしたら裁判をしなくても原発は止まるかも知れないと思うこと、期待することは何回かありました。全国で全ての原発が止まった時や、官邸前での20万人の抗議などです。福井県西川知事が微妙なニュアンスながら慎重な姿勢であった用に思われたことで大飯原発の再稼働を、関西電力と福井県との「安全協定」で稼働を認めないかもしれない。しかし簡単に裏切られました。その後原発の敷地内を走る活断層が明白になったことで、今度こそすぐに止めて、厳密な調査をするだろうと。これも裏切られています。人々の健康や命を軽んじてもいいのでしょうか。この裁判は私にとっては「お母さんがわが子を守る」というような動物的な抗議からの裁判です。重大な事故が起きているにもかかわらず、原発を止められないとしたら、そして、日本には危険な原発でなく、安全な電気をつくり出す素晴らしい技術があるにもかかわらず、原発を選ぶとしたら、幼稚な言い方ですが、鬼か悪魔の所行です。それに加担する人達は鬼か悪魔の眷属と言わなければなりません。

私は子供達の未来の為に、また、未来の子供達の為に、裁判官の良心を信じ、満腔の怒りを持って提訴いたします。



原告団声明

3・11のフクシマ原発の想像を絶する事故から1年8か月が過ぎようとしています。被災地では、今もなお多くの方が放射能汚染におびえ、故郷を失い過酷な生活をいられています。

そのフクシマの教訓をいかせないまま、大飯3・4号機は再稼働されてしまいました。大飯原発3・4号機を再稼働するとき、野田首相は「国民の生活を守るために再稼働を行う」と言いました。原発銀座と呼ばれ日本国内でも最多の原発を抱える若狭の地で暮らす住民にとって、その言葉はあたかも「あなた方は日本の国民のために犠牲になってもらう」と言っているように聞こえました。

原発立地地域に暮らすわたしたち住民は、ひとりの人間として憲法に保障される基本的人権さえも無視されなければならないのでしょうか。この怒りと悲しさは、どこにぶつければいいのでしょうか。

原発立地地域の住民は、半世紀にわたり原発と生きていくために、「見ざる、聞かざる、言わざる」を選択せざるを得ない状況に追いやられてきました。言葉を失い、声を失い、考える力さえ奪われてきました。

わたしたち原告は、だれよりも立地地域で暮らす住民の声にならない声を、そして声を上げることのむずかしさをわかっています。だからこそ福井から声を上げることに大きな意義があると信じています。

わたしたちは、未来の子どもたちに原発という負の遺産を、引き継がせないために、提訴という新たな一歩を踏み出します。

原告団は154名、弁護団は75名、賛同してくださった方々は150名となりました。全国からご支援をいただき今日の提訴を迎えることができました。

長くつらい裁判になると思いますが、弁護団、賛同者のみなさんとのつながりを大切にしながら、お互いに支えあって勝訴の日まで歩み続けていき

ます。

わたしたちの踏み出した一歩が、未来の世代に夢と希望をもたらすことを願ってやみません。

弁護団声明

昨年3月発生した福島第一原発事故は、我が国全体に、極めて重大な被害をもたらしました。農地や漁場など食糧生産の場、あるいは生活の場は、広範かつ深刻な放射能汚染に見舞われました。環境中に放出された放射性物質の量は、広島に投下された原子爆弾の数百倍から数千倍に上るとも言われています。内部被ばくなどによって、子どもたちを含む、多くの人々に対する健康被害も危惧されています。健康被害を恐れ、住み慣れた故郷を離れて県内外に避難した人々は優に十万人を超えます。食品汚染、あるいは汚染の疑いによる農林水産業への被害も計り知れません。被ばく労働の問題も無視できません。

そして福島第一原発事故は、従来の安全審査指針が、現実の地震に対して全く無力だったことを明らかにしました。従来の安全審査指針は、長期間の全電源喪失を考慮しなくてよいとしていましたが、福島第一原発事故においては、現実的に長期間の全電源喪失が発生しました。従来の安全審査指針は、単一故障指針を採用し、ある安全装置が一つ故障した場合においても他の装置によって事故に対処できればよいとしていましたが、福島第一原発事故においては、13台あった緊急電源用ディーゼル発電機のうち12台が地震もしくは津波によって破壊され、冷却水の循環に失敗しました。単一故障指針は、現実の事態によってその妥当性を否定されたのです。そして、現時点において、福島第一原発事故の原因は未だ明らかになっておらず、したがって、福島第一原発事故を踏まえた安全対策も確立されていない状態です。

それにもかかわらず、関西電力は、本年7月1日、対症的な津波対策・電源対策を講じただけで大飯原発3、4号機の運転を再開しました。

しかも、大飯原発の敷地内には活断層が存在する可能性が高く、多くの専門家が活断層の有無に関する調査を改めて行うよう求めましたが、要望を受けた調査がなされないまま運転が再開されました。本年7月3日に開かれた原子力安全・保安院による地震・津波に関する意見聴取会では、関西電力が同原発設置時に提出した同断層のトレンチの写真などを紛失し、意見聴取会に向けて提出しなかったことにより、審議がなされなかったという事態すら生じました。そして、11月2日に原子力規制委員会が行った大飯原子力発電所の断層調査と、4日に同委員会が行った評価会合では、敷地内のF-6断層のズレは、12-13万年前以降に生じたことが確認されました。この事実は、大飯原発直下に活断層がある可能性を示唆しています。

原告団は、そして我々弁護団は、これ以上大飯原発の運転を続けることによって、原発事故の危険が今後も続いていくことを、人々の、そしてすべての生き物の生命・身体に対する危険が今後も続いていくことを、これ以上看過することができません。そこで本日、提訴に至りました。二度と原発事故を起こしたくない、そんな思いでおられる全ての皆さんと共に、この裁判に臨んでいきたいと思えます。

弁護団長挨拶(佐藤辰弥弁護士)

本日提訴した大飯原発3・4号炉の運転差止訴訟弁護団の団長の佐藤です。

私が、本件訴訟に関わった理由は大きく分けて2つあります。

第1点

福島第1原発事故の原因解明がなされていない現状で大飯原発3・4号炉の運転を継続することは許されない

私は1984年から2004年まで20年におよぶもんじゅ訴訟に関わった。その裁判で設置者である動燃や許可者である国は、裁判で全電源喪失事故

はない、故障は単一故障を考えれば十分である、万一事故が発生しても多重防護が機能し、「止める・冷やす・閉じこめる」というコンセプトのもと安全に事故は収束し、環境に放射能が放出されることはない、と強弁していた。

しかし福島第1原発の事故で原子炉設置者や国の主張は崩壊した。すなわち、津波により全電源が喪失、SR弁・ベント弁がともに開放できないなど複合的な故障が発生し、かつ多重防護が全く機能しなかった。「止める・冷やす・閉じこめる」という事故収束手順は、全く実現されず、炉心溶融、水素爆発、大量の放射性物質の放出という最悪の事態を迎えた。今も16万人もの住民が避難生活を余儀なくされているなど事故の結果は重大である。

大飯原発は、福島第1原発事故の原因解明がなされない段階で、単に防潮堤を高くした、電源車を用意した、等という小手先の防護対策を用意しただけで再稼働した。

福島第1原発の事故でSR弁・ベント弁が機能しなかった理由は何か、地震でベント弁を動かす配管に亀裂が生じたのではないか、など事故原因を徹底的に究明し、「全電源喪失事故は考えなくとも良い、単一故障だけを考えれば良い」といった誤った考え方で成り立った安全審査指針を改訂し、かつ改訂した指針に基づいて安全性を検証することもなく原子炉を動かすことは危険であり、許されない。

第2点

大飯原発3・4号炉の敷地中心部に活断層と目されるF-6破砕帯があり、そのような危険性がある地盤において原発の運転をすることは許されない。破砕帯とは主に断層運動により断層沿いの岩盤が割れて礫状になった部分であるが、活断層との判別は極めて難しい。大飯原発のF-6破砕帯は活断層である可能性が濃厚であり、そもそもこのような場所に原発を建設することは許されない。大飯原発のF-6破砕帯は活断層であると確信している

が、仮に活断層と目されないとしても、近くの活断層が動くことによって破砕帯は動くものである。そのような危険性がある地盤において原発を運転することは許されない。

決意

●福島原発事故が示したものは、環境と住民の破壊である。しかもその被害は福島に留まらず、日本のみならず全世界に少なからず影響を及ぼした。被爆した住民の生命と健康の被害は将来の子々孫々まで影響が及ぶものである。いわば放射能の被害は時間と空間を超えて人間と環境に取り返しの付かない影響を及ぼすものである。

●福島原発事故が示したものは、従来の安全審査指針の崩壊である。無効となった安全審査指針によって許された原子炉の建設・運転は直ちに差し止めなければならない。

●福島原発事故を知った我々は、「ノーモア福島原発事故！」の合い言葉のもとに、大飯原発の運転を続けることによって、原発事故の危険が今後も続いていくことを阻止し、同じく危険がある国内全ての原発の運転を阻止するための指標となる判決を獲得する決意である。

提訴の説明(弁護士事務所局長笠原弁護士)

まず原告の人数は154名。そのうち男性が88名、女性が66名です。地域別で言うと福井県内が111名、福井県外が43名です。一番北は北海道の方が1名いらっしゃいます。また東北地方では福島第1原発事故を経験した福島県からも1名いらっしゃいます。そして関東甲信越地方から9名、石川県が6名、そして事故が起こったら福井と負けず劣らず重大な被害を生じる東海3県から7名、また近畿地方からも14名いらっしゃいます。また中国地方からも3名、つまり岡山県から1名、そして原爆投下を経験した広島県からも2名いらっしゃいます。九州からも2名いらっしゃいます。福岡県、宮崎県がそれぞれ1名です。

また福井県の111名の方の内訳を簡単に紹介します。福井市内が63名、坂井市とあわら市が合計18名、丹南地域が14名、嶺南地域16名。ただし154名の方は本日の提訴に委任状が間に合った方的人数です。本日も、私の事務所には原告になりたいという方から連絡を受けました。そのため3.11からちょうど2年を経過した来年の3月11日に第2回目の提訴をしようと考えています。

次に原告代理人が75名です。そのうち弁護団に出席し実際に訴状等の作成作業に関わっているのが福井県そして石川県の約10名です。実をいうと弁護団員の人数が一番多いのは新潟県の42名です。まさに福島第1原発事故を引き起こした東京電力が経営している新潟県の柏崎刈羽原発の差止訴訟に関わっている先生方の全員がそろって代理人として名前をつらねてくださいました。

さて、本訴訟の内容に入ります。まず序論では、日本は世界史上においても特筆すべき深刻な放射能被害を過去2回経験しました。広島と長崎の原爆投下と福島第一原発事故です。世界一原発が集中する福井県においてはこれらの被害から真摯に学ぶべきでした。ところが関西電力は福島第一原発事故の原因が究明されておらず、大飯原発直下の活断層の十分な調査が行っていないにもかかわらず、国民の世論を無視して、本件原発の再稼働を強行しました。本件原発の再稼働は原告らの人格権・環境権を侵害する事は明らかなので原告は被告に対して本件原発の運転差し止めの請求をしました。

第2として福島第一原発事故の重大な被害について指摘します。福島第一原発事故は安全神話によって引き起こされた人災です。従来の安全基準は事故を防ぐに足りるものではありませんでした。その結果、福島県その周辺の多くの方々が避難を余儀なくされ、農地の広範囲な汚染など深刻な被害が発生しました。

第3として、福島第一原発事故を踏まえた原発運転差止訴訟における立証責任に関して主張しま

す。伊方最高裁判決は、「原発による災害を万が一にも起こしてはならない」という考え方に立ち、被告に具体的な立証の負担を負わせていますが、原発事故の被害の甚大さと原発の本質的危険性が福島第一原発事故によって明らかになったことなどからすれば、伊方最高裁判決の考え方を一歩進めて、被告に立証責任を負わせるべきです。

また、志賀原発訴訟一審判決は、「原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する『許容限度を超える放射線被曝の具体的危険』がないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記『許容限度を超える放射線被曝の具体的危険』の存在を推認すべきである」と判断をしています。

第4が本件原発を襲う地震と津波の危険性です。我が国は、世界の地震の1割が集中する地震大国ですが、このような地震集中地に多くの原発を設置・運転しているのは我が国だけです。本件原発が位置する若狭湾周辺地域にも多数の断層があり、かつ、活断層である可能性が指摘されています。本件原発と大飯原発1・2号機との間を走っているF-6破砕帯は、活断層である可能性が濃厚であり、また、本件原発の直近に位置するFO-A断層・FO-B断層・熊川断層が3連動した場合は極めて危険です。そして、我が国が地震大国、すなわち津波大国であり、東北地方太平洋沖地震におけるような津波が本件原発を襲った場合に対応できる手立ては、現在本件原発には存在しません。

第5として、本件原発の技術的危険性について述べます。本件原発のような加圧水型原子炉では、冷却材喪失事故が発生した場合に冷却水を循環させるサンプが目詰まりを起こすという構造的な問題を抱えています。また、原子炉圧力容器の溶接

部分のひび割れから冷却水が漏えいする危険性があり、現に本件原発のうち3号機では過去に2回も原子炉圧力容器の溶接部分のひび割れが発見され、事故が発生しています。さらに、本件原発の直近に位置するFO-A断層・FO-B断層・熊川断層が3連動した場合、本件原発の制御棒挿入時間が評価基準値を超えることは明らかです。このような技術的危険性によって福島第一原発事故のようなシビアアクシデントを引き起こされる可能性は否定できません。

第6として、現行の安全審査指針類及び技術基準は著しく不合理であり、また福島第一原発事故により効力が失われたと言えます。福島第一原発事故は、従来の安全設計審査指針が全く無力であったことを明らかにしました。単一の原因によって一つの機器が故障を想定すれば良いという単一故障という指針自体が不合理であることが明らかになりました。このように現行の安全設計審査指針類は、その不合理性ゆえに当然に無効です。

また、現行の安全審査指針類は、当時の菅直人総理大臣をはじめとする命令等制定機関が福島第一原発事故を受けてその失効を宣言していることや我が国が福島第一原発事故を経験したという立法事実の変遷から、もはや失効しています。

第7に放射性物質拡散の現実的な危険性と被害の重大さについて述べます。放射線を浴びた場合の発がんリスクについては、これ以下であれば安全であるという「しきい値」は存在しません。若年者は、高齢者の数倍のリスクを背負うこととなります。福島第一原発事故で放出された大量の放射性物質によって年間1mSv以上となる可能性のある土地の面積は、国土の約3%に及んでいます。そして、食物等を通じた内部被曝による健康被害も深刻な問題です。福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質の総量は、チェルノブイリ原発事故のよりは少ないと言われています。しかし福島第一原発事故で大規模な水蒸気爆発や原子力委員会の近藤駿介委員長が想定した最悪の

事態が起きていれば、更に大量の放射性物質が東北各県や首都圏を汚染し、破滅的な状況に陥っていました。

本件原発が立地している福井県は、15基もの原発を抱える原発密集地ですが、これらの原発は、運転中でなくとも大量の使用済み核燃料を保管しており、もし大飯原発で事故が起きた場合、被害が拡大するおそれがあります。

もし大事故が大飯原発等で発生すれば、福井県はもちろん東海や近畿においても重大な被害が発生する恐れがあります。

最後に第8として、電力需給等は原発運転再開の理由とならないことを述べます。大飯原発は、今夏の電力不足を理由として再稼働が強行されましたが、大飯原発を稼働させなくとも今夏電力不足は生じていなかったことが明らかになりました。そもそも原発がなくとも電力は足りません。

また、原発のコストは、放射性廃棄物の処理コストや福島第一原発事故で明らかになったような事故コストを考慮すれば低廉であるとも言えません。また、温室効果ガスの削減という観点からも原発の必要性を認めることはできません。

このように本件原発の稼働については、必要性すら認められません。

*なお、訴状内容については、ダイジェスト版を作成中です。しばらくお待ち下さい。何らかの形で原告・支援者の皆さんのお手元にお届けすることを検討中です。

マスコミとの質疑応答

Q (記者) これまでの原発訴訟では最終的には原告敗訴が続いてきたが、原発事故を受けて流れは変わったか？

A (弁護団) 原発裁判は住民側が2勝30敗。基本的に裁判所は国の安全設計指針を過信し過ぎていたのではないか。安全設計指針に基づいた機能がなされているという答弁について無批判とは言

われないが、それに寄り過ぎていた。設置者側あるいは国側の方から現実にはこういう理由で安全なんだということを実証的に主張し、立証する必要が出てきたという風に司法自体が変わってきている。そうでなければ司法自体が国民からそっぽを向かれるというような状況がある。我々としては前にもんじゅの裁判の時にやったような冷たい司法ということではなく、もっと実質的な議論がなされ、溶接の問題だったり、(放射能) 散布の問題だったり、全電源故障の場合の対処方法だったり、そういうものを追求していった時にもうちょっと具体的な答弁がきちんとあるものと考えています。

Q (記者) 立地自治体の方が訴訟に手を挙げて入ることの意義について

A (今大地) 原発立地自治体においては、住民のみなさんは何らかの形で暮らしと原発が直結している。ですから、原発という言葉を使うことにも非常に抵抗がある。推進していらっしゃる方はちゃんと原子力発電所とおっしゃるんですね。原発というのは反対派の言う言葉だと言われる現状があります。そんな中で生きていくということは本当に大変なんです。“見ざる”“聞かざる”“言わざる”でないと暮らしていけない。本当は怖いと思っているかもしれないけれども、その声を挙げられないつらさというものがああります。だからこそ、今回提訴する時に、特に若狭地方から16名の方が原告に声を挙げられたということは本当に大きな意義があると思います。県内の原告の1割強のみなさんが声を挙げて名前を連ねて下さったということは、『原発を止めたい』という思いがそこにはあるということです。私は福島の方々の声をずっとお聞きしてきました。その中で高校生の女の子が「原発を止められるのは原発で作業をしているみなさんです。でもそのみなさんは私の親友の父親だったり、私の親戚のおじさんだったりするんです」と泣きながら訴えておられたんです。だからこそこの原発立地からまずは声を上げようと

いうことで提訴ということで、声なき声を紡いでいけたらなあと思います。

Q (記者) 原告の居住地について

A (弁護団) 別紙県別資料説明(前述の提訴の説明を参照)

Q (記者) 福井県の原因を対象にした係争中の裁判について

A (弁護団) 大津地裁、大阪地裁において仮処分が申し立てられている。京都地裁で昨日(11月29日)提訴された。行政訴訟は、大津地裁で定期検査終了証の交付差し止めの訴訟、大阪でも同様の訴訟がある。

Q (記者) 3月11日の提訴については今回と同じ内容か？

A (弁護士) 内容は同じです。今回は11月24日で原告を閉め切ったのですが、どんどん来られるのでその方々の熱意を無駄にする必要はないということで、取りまとめて3月11日に同じように提訴するという形です。原告の数がどれぐらいになるかは現時点では分かりません。

A (松田) 福島から避難なさっている方から参加したいという連絡があって、できれば福島から福井へ避難している方を中心にとというのは、原告団の願望としてあります。

Q (記者) 訴訟の準備と今日に至った感想は？

A (松田) 裁判をやりましょうという呼びかけは笠原先生の方からありました。でも裁判はすごくお金がかかって労力がかかって、これまではほとんどが負け続けの裁判であったがゆえに、なかなかスタートしようということではできなかった。そんな中で初回会合の8人で裁判をやるということを決めて、その後笠原先生のところにやりたいから始めて下さいということをお願いに行きました。それから弁護団の方もたくさん参加してくれ

るようになって、準備会ということで相当走り回っているという段階をずっとこのところ続けてきました。

一つの区切りがつかしましたので一安心ということと、裁判を支えていくために資金を集めなければいけないというのが正直なところです。裁判が長期になることは覚悟しなければいけないので、後継が育つように、そういう人たちにバトンタッチできるような体制をこれから作っていきたいと思っています。

*パソコンを使用されている方は下記のURLで、記者会見の動画が見られます。大飯原発差止め福井訴訟提訴／記者会見（2012.11.30）

<http://youtu.be/wqE9Lsxs-TI>

報告その2:原告団懇談会

（午後4時から午後5時、福井県教育センターにて・・・以下断片的なメモですのでご容赦ください）

【質問1】:「もし、大飯の破砕帯が活断層となつて、大飯が止まり、今度は、高浜なんかを再稼働しようということになったら 裁判をどうするかお考えでしょうか？」

【質問2】:「運転を止めるだけでは十分ではないという考えもあります。破砕帯が活断層ということで止まったら、さらに何をお考えでしょうか？」

弁護団返答:「もし高浜が再稼働という動きになれば、高浜についても提訴を検討したいと思います。高浜を差し止めるということになると、別途再提訴ということになります。大飯がそのような理由で止まれば、単に止まるだけでなく、再び動くということはないでしょう。」「もともと大飯は、いずれにせよ運転が止まることにはなりますが、だからといって直ちに廃炉になるとは限りませんので、今後の見通しが付くまでは、運転が止まっても訴

訟を続けようと考えています。」

【質問3】 「私は今回のような裁判の経験は初めてのことなので、今後の裁判の経過というかプロセスについて説明をしてください。」

弁護団返答:「今の時点ではっきりとは申し上げられないが、公判が始まれば原告の方向何人かに意見陳述や、あるいは証言をしてもらう機会が出てくるだろうと考えています。」「また3月11日に第二次提訴をする予定です。」

【質問4】 「福島原発事故によって大変な被害状況が発生し司法当局にもその影響が及んでいるのではないかと思います。以前の「もんじゅ」訴訟の際と今回の訴訟とを比較した場合裁判所においては判断の根拠にどのような変化が起ると予想されるのでしょうか？」

弁護団返答:「以前の「もんじゅ」訴訟では裁判所は国（原子力保安院等）の安全審査を得た証明資料が一種類でもあれば、それを根拠に電気事業者が原発を稼働することに肯定的であった。そもそも国の専門機関が安全性を保証しているのだから、それを覆すに足る実証ができない以上重大な危険性があるとはいえず、差し止めの異議は認められない。という立場であった。」

「安全性に対する多様な危機意識や危機管理の手段を重視する傾向が希薄であった。」「今回の訴訟では従来のような立場がとりにくいはずで、何種類もの安全性の保証が確認される根拠を電気事業者が示さなければ裁判所も稼働を肯定することが難しいと考えられる。」

【質問5】 「ということは関西電力は、現在の原子力規制委員会等の国の判断による安全審査などを根拠にして再稼働の安全性を主張すると思わ

れますが、当の規制委員会の審査過程や内容が歪曲されてしまう恐れがないとはいえないと思います。現に先日の敦賀での活断層の専門家である渡辺氏の講演では『大飯原発の断層の危険性を6人の委員中4人が黒の判定をし、1人が灰色の判定を出したにもかかわらず、審査委員全体の意見としては判断が分かれたとマスコミで報道される始末であり、審査会全体の意思が正しく反映されていない』という指摘がありました。なぜそうなってしまうのかとてもこれは危ないと思います
が・・・。」

弁護団から：「マスコミに影響を与え、マスコミを味方につけるような対策や意識も必要である」「インターネットを活用して情報を広げ、裁判に関心を持つ人や応援してくれる人の輪を広げる努力が大切である」等々。

【質問6】 「第1回公判はいつごろになるのか」

弁護団から：「これだけの訴状だと、おそらく来年の3月くらいになると思われる」

山本富士夫（日本科学者会議福井支部代表幹事等）

【意見1】 裁判の争点についてはまだ理解でいていないが、もんじゅ裁判では、今時点で考えると裁判官は安全神話の論拠としている多重防護などと理由として「シビアアクシデント（SA）」は起きないとして、住民敗訴となった一因かと思われる。

【意見2】 3・11の福島原発事故によって、明らかにSAは発生した。大飯3、4号機に再稼働にあたり、西川知事の求めに応じて、原子力安全・保安院（当時）と関電は30項目の暫定安全基準を提案し、福井県原子力安全専門委員会は数回の審査を経てそれらをクリアした。結局、国が大飯原発の再稼働については安全を確認したとして再稼働を「政府決断」した。暫定基準の審議において、

関電、保安院、専門委員会の三者はSAが発生してもアクシデントマネジメント（AM）ができるという判断も行った。以上の判断は科学的には到底信頼に足りるものでないことは、たとえば、昨今の活断層の調査の重要性を一つ見ても、容易に理解されよう。

【意見3】 さて、日本科学者会議（以下、JSA）の中に、原子力・エネルギー問題研究委員会、日本大震災問題特別委員会、原発問題WG（ワーキンググループ）、事故調報告書検討委員会があり、私はそのいずれにも委員として関わっている。

とりわけ、国会事故調報告書は、東電の言い訳に溢れた事故調報告書に比べて、はるかに事故の分析がしっかりなされているので、これを参考にすれば、福島でのSAの発生は人為ミスによるものであることが明らかであり、SA発生後のAMは電源喪失もあり自動的になしえないことも明らかである。AMは、結局人間の手で（マニュアルで）なされてきたのが事実であり、AMが常に安全を確保しつつ事故を収束させることができるとは言えない。（収束＝原子炉の冷温停止と放射性物質の拡散停止）

【意見4】 今度の裁判を勝利するために、私はJSAの会員の中で特に原発専門家（炉物理、核燃料、熱流動、核燃料サイクル、使用済み燃料の処理・処分、放射線防護医学、地質学、変動地形学、断層、環境公害、防災、賠償、経済、など）の協力を得ることが重要であると訴えたい。

▼原発訴訟関連ニュースクリップ▼

- 2012年10月3日～12月5日のニュース -
10/3 県内の原発事故対策重点市町拡大 原子力規制委「災害指針」原案で 原子力規制委員会(田中俊一委員長は10月3日、東京電力福島第1原発事故を踏まえて、事故に事前に備える防災対策重点地域を原発の半径10キロ圏から30キロ圏に拡大す

ることを柱とする防災対策の「原子力災害対策指針」の原案を示した。

10/23 原発再稼働と規制委の関係明確化を 福井知事、政府の見解求める 西川・福井県知事は23日の定例記者会見で、定期検査で停止している原発の再稼働の是非は「政府が責任を持って判断するのが一般的」との認識を示し、原子力規制委員会との関係性などを早期に示すよう求めた。

10/24 大飯30キロ圏外も高線量予測 過酷事故を想定した放射能拡散 原子力規制委員会(田中俊一委員長)は24日、東京電力福島第1原発事故のような過酷事故が、福島第1を除く全国の16原発で発生した場合の放射性物質の拡散予測を公表した。東電柏崎刈羽原発(新潟県)では、事故後1週間の積算被ばく線量が100ミリシーベルトと高くなる地点が東南東40.2キロの同県魚沼市まで到達したほか、関西電力大飯原発(おおい町)など3原発でも30キロ圏外に及んだ。政府側が過酷事故を想定し、各原発の拡散予測を公表したのは初めて。

10/31 大飯原発の破碎帯調査で中間報告 関西電力「活動の示唆ない」 関西電力は31日、大飯原発の敷地内を通る軟弱な断層(破碎帯)に関する調査について「現時点では、13万~12万年前以降の活動を示唆するものはない」との中間報告を原子力規制委員会に提出した。関電は年内に最終報告をまとめる予定。一方、規制委は2日、現地に調査団を派遣し、活断層かどうかをじかに確認する。

11/2 規制委が活動年代拡大なら評価困難 大飯原発破碎帯調査で専門家ら 原子力規制委員会は2日、関西電力大飯原発敷地内(福井県おおい町)の破碎帯(断層)をじかに調査。規制委の島崎邦彦委員長代理は「たくさんの情報が得られた」と感想を述べる一方、追加調査の可能性も示唆し、4日の評価会合で結論が出るかどうかは微妙だ。評価次第では運転停止につながる可能性があるが、専門家からは断層の活動性の有無や年代を正確に特定する難しさを指摘する声も上がっている。

11/3 大飯原発運転差し止めへ原告団発足 福井地裁へ30日提訴 今年7月に再稼働した関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の運転差し止めを求める民事訴訟の準備をしている福井県内住民らが3日、福井市内で原告団の発足式を行った。原告団は30日に関電を相手に福井地裁に提訴する。

11/7 大飯原発断層、結論出ず再調査へ 原子力規制委の評価会合 原子力規制委員会は7日、国内で唯一運転している関西電力大飯原発の敷地内にある「F-6断層(破碎帯)」が活断層かどうかを議論する2回目の評価会合を開いた。活断層との結論には至らず、新たにトレンチ(試掘溝)を掘るなど、さらに調査を進めると決めた。調査に伴う運転停止は求めなかった。調査は大規模な工事を伴い、福井県への手続きも必要になるため、結論が出るまで検討に時間がかかりそうだ。

11/15 大飯原発近くの3断層ほぼつながる 連動可能性、敷地内も動いた疑い 関西電力大飯原発(福井県おおい町)の近くにある三つの活断層がほぼつながっており、連動する可能性があるとの調査結果を東洋大の渡辺満久教授(変動地形学)らが15日までにまとめた。原発周辺の地形はこれらの断層の活動で隆起したとみられ、原発敷地内の断層も同時に動いた疑いがあるという。

11/27 原電の断層解釈に疑問と専門家指摘 敦賀原発調査へ規制委事前会合 原子力規制委員会は27日、日本原電敦賀原発(福井県敦賀市)の原子炉直下などを走る断層(破碎帯)が活断層かどうかを調べる、現地調査団の事前会合を都内で開いた。調査団の専門家からは「資料では破碎帯が直線的に描かれていて不自然だ」などと、原電による調査や解釈への疑問の声が相次いだ。調査団メンバーは団長役の島崎邦彦委員長代理(地震学)をはじめ、活断層や地質学が専門の研究者5人。

11/30 大飯原発運転差し止め求め提訴 県内外の住民「活断層の可能性」 安全性が確認されないまま、関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)を再稼働させたとして、県内を中心にした住民154人が

30日、関電に運転差し止めを求めて福井地裁に提訴した。原告は原発直下にある断層(破碎帯)は活断層の可能性があると主張、直ちに停止すべきだとしている。

12/5 核燃料処分協議に福井知事参加方針 原発立地自治体の意見反映へ 西川福井県知事は5日の県会本会議で、原発の使用済み核燃料の処分方法などの問題を話し合うため国が新設する対策協議会に参加する方針を明らかにした。「問題解決のため、積極的に発言していきたい」と述べた。田中宏典議員(自民党県政会)の質問に対する答弁。

12/6 美浜町長が中間貯蔵設置に前向き 使用済み燃料、関電3原発分念頭 福井県美浜町の山口治太郎町長は6日の定例記者会見で、西川知事が原発から出る使用済み核燃料の処分方法を話し合う国の対策協議会に参加すると表明したことに関連し「国、県から美浜町に使用済み核燃料の貯蔵庫を設けたいと相談があれば、十分相談に乗って進めていきたい」と述べ、町内への中間貯蔵施設設置にあらためて前向きな姿勢を示した。

▼関連アクション・イベント情報▼

(概ね福井県内のものに限定されてしまいます。遠方の皆様、ご理解・ご容赦くださいませ)

◆映画ニッポンの嘘

報道写真家 福島菊次郎 90歳

監督 長谷川三郎 朗読 大杉漣

戦後66年ヒロシマから3・11フクシマ

...反骨の告発と生きざまの記録

平和というウソ 安全というウソ・・・はや12月。今月上映する『ニッポンの嘘』は報道写真家福島菊次郎(90歳)の反骨と告発の生きざまの記録です。戦後66年、ヒロシマから3・11フクシマまでを描きます。平和というウソ、安全というウソ。平和と安全神話の夢から覚めた今、夢よもう一度という誘いに乗ってはいけません。特に原発立地県の福井では

1つの大きな嘘には無数の嘘が取り巻いています。安全に全原発が解体完了し、核廃棄物の安全な保管ができるまで、私たちの直面する現実の問題なのです。

12月29日～1月11日

メトロ劇場 〒910-0023 福井市順化1-2-14Tel
0776-22-1772

◆『未来は創れる！！今できることを』

小出裕章さん講演会

2013年1月13日(日)

12:00～開場

13:00～音楽ライブ

13:30～小出さんの講演

16:00～終了予定

敦賀きらめきみなと館 入場料500円(高校生以下無料) 呼びかけ:福井ピースアクション

問い合わせ:090-9443-8750(河合まで)

◆会計からのお願い◆

★これから裁判が始まります。

★既に多くの金銭的支援を頂いているのに恐縮ですが、やはりお金がかかります。

★これからもカンパ等少額でも結構ですので、息のなが〜い支援を切にお願いする次第です。

★次回の『通信』で会計報告をする予定です。

◆二次提訴に原告追加募集！◆

今回の提訴報告でも触れられているように、提訴前後のマスコミ報道により、原告になりたいという方からの問い合わせが何件もありました。ということで引き続き原告を募集いたします。この通信の読者の皆さんの周囲にもぜひ、働きかけをお願いいたします。手続きはこれまでと同様です。2013年3月11日を二次提訴予定日としていることから、そ

の1週間ほど前までに余裕をもって、手続きをして
いただけるようお願いいたします。

*朝日新聞 2012年12月1日版

第3種郵便物認可

享月



提訴「原発県ゆえ」 大飯差し止め住民会見



関西電力を相手取り、大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めて県民らが30日、福井地裁に提訴した。原告154人のうち県民は111人。会見で、原発立地自治体の住民として思いを述べた。

この日は午後2時過ぎ、原告団のうち約40人が「福井から原発を止める裁判の会」と書かれた横断幕を掲げて福井地裁まで行進し、提訴した。

提訴後の会見で、原告団世話人の松田正さんが「子

どもたちの未来のために、怒りをもって提訴した」とあいさつ。原告に加わった今大地晴美・敦賀市議が「原発立地地域の住民は、半世紀近く原発と生きてきた。だからこそ、福井から声を上げること意義があると信じている」と原告団の声明文を読み上げた。

弁護団長の佐藤辰弥弁護士は「福島第一原発の事故原因が解明されない中で、再稼働は許さない。国内の全原発停止の流れをつくるような判決を勝ち取るため

◆編集後記◆ようやく提訴です。しかも154人の原告に対して75人の弁護団！全国の弁護士さんの熱い思いは嬉しい驚きでした◆第1回公判は3月頃になりそうです。その際には事前に皆さんに連絡をします◆なお、本通信をホームページからダウンロードできるという方には送付しておりません。紙版の通信でなくてもOKという方はご一報ください◆今回も誌面の都合上、「世話人紹介」、「情報スクランブル」はお休みとしました◆なお、「原発訴訟関連ニュースクリップ」は本通信では簡略版として(今まで頁を占拠し過ぎていたので)、ホームページにはこれまでのものも含めて、時系列に掲載することを検討中です◆(編集子)

頑張りたい」と話した。

原告は、全国19都道府県から集まった。県民111人のうち、原発が集中する嶺南地方からも16人が加わっている。原告団以外にも約150人が裁判の会の会員として加わり、裁判に賛同して支援している。

また福島県から福井県内への避難者らも原告に加わりたいと申し出ているといい、弁護団は来年3月11日に2次提訴する予定だという。

(根津弥)